

## 海上自衛隊掃海艇「はつしま」艦艇広報関連行事のお知らせ

▷問い合わせ先＝総務課行政文書係(☎内線235)

海上自衛隊掃海艇「はつしま」が艦艇広報のため大船渡港に入港し、体験航海と一般公開を実施します。

### ■体験航海

体験航海は事前に申し込んだ上で、当選した人のみ参加可能ですので、注意してください(申込受付は終了しています)。

▷期日＝8月11日(土)

▷出港時間

- ・1回目＝午後1時30分
- ・2回目＝午後3時30分
- ※出港1時間前より受け付け開始

▷乗艦場所＝大船渡港野々田ふ頭

### ■一般公開

一般公開は事前の申し込みが不要で、どなたでも参加できますので、お気軽にご来場ください。

▷期日＝8月12日(日)

▷公開時間

午前10時～午後4時

▷受付時間

午前9時30分～  
午後3時30分

▷場所

大船渡港野々田ふ頭



【来場者へのお知らせとお願い】

- ・体験航海と一般公開は悪天候により中止となる場合があります。
- ・サンダル、ハイヒールでの来場は避けてください。
- ・ベビーカーと車椅子は艦内に持ち込めません。
- ・飲酒している人、動物を連れてくる人、係員の指示に従わない人は乗艦できません。
- ・乗艦前に手荷物検査がありますので、ご協力をお願いします。
- ・臨時駐車場は、下図のとおりです。野々田ふ頭への車両の乗り入れはできません。

## おおふなと特別観光大使 客船飛鳥Ⅱ「船内見学会」参加者を募集します

▷問い合わせ先＝観光推進室(☎内線115)



9月25日(火)、客船「飛鳥Ⅱ」入港時に、運航元の郵船クルーズ株のご厚意により、「船内見学会」を実施します。

### ■入港概要

▷入港日時＝9月25日(火)午前8時

▷出港日時＝9月25日(火)午後5時

▷入港場所＝大船渡港野々田ふ頭

▷クルーズ名＝秋の日本三景クルーズ(郵船クルーズ株自社クルーズ)

### ■船内見学概要

▷見学日時(予定)＝9月25日(火)午後1時30分～2時30分頃

▷定員＝70人

▷見学料＝無料

### ■応募資格・方法など

▷応募資格＝どなたでも

※6カ月未満の乳児を除く

- ・階段を利用した1時間程度の歩行が可能の人
- ・未成年者は20歳以上の保護者同伴(幼児や小学生も1人と数えます)
- ・車椅子を利用している人は介助者同伴(介助者も1人と数えます)
- ・「飛鳥Ⅱ」はエボラ、MERS、ノロウイルス、インフルエンザなどの感染症の拡大を防ぐため、感染症の所見や疑いのある人は応募できません。また、船内見学会当日の3日前から「下痢、吐き気、激しい腹痛、頭痛、発熱、咳、鼻水または喉の痛み」のある人は乗船できません。

▷応募方法＝往復はがきに次の事項を明記の上、ご応募ください。はがき1枚で2人まで応募できます(市役所持ち込み可)。

※車椅子を利用している人は「車椅子利用」と記入

▷往信はがきの表面

〒022-8501(住所記載不要)観光推進室あて

▷往信はがきの裏面

(1) 客船「飛鳥Ⅱ」船内見学会希望

(2) 応募者氏名・電話番号

(3) 船内見学希望者全員の①住所②氏名(ふりがな)③氏名のローマ字表記④生年月日⑤電話番号⑥パスポートまたは運転免許証の番号(中学生以下に限り、健康保険証も可)⑦⑧に該当する証明書をお持ちでない人の中で、マイナンバーカード、もしくは写真付き住民基本台帳カードをお持ちの人は「◎」印(番号は記入しないでください)

※⑥、⑦については、本人確認のため当日ご提示いただきます。

・返信はがきの表面

(1) 代表者の郵便番号・住所

(2) 代表者(保護者)氏名

・返信はがきの裏面

何も記入しないこと

▷応募締切日＝8月31日(金)【当日消印有効】

▷当選者の発表＝応募者多数の場合は抽選とし、抽選結果は返信はがきで全員に通知します。

▷その他

・必要事項が全て記入されていない場合は、「落選」とします。

・見学会当日に本人確認を行うため、当選者以外は乗船できません。



## 該当者は登録申請を忘れずに～海区漁業調整委員会選挙人名簿～

▷申請先/問い合わせ先＝選挙管理委員会事務局(☎内線168)

海区漁業調整委員会選挙人名簿を9月1日現在で調製します。

現在名簿に登載されている世帯には申請書が郵送されます。要件を満たす人は必要事項を記入の上、申請してください。

また、新たに漁業を始める人や申請書が届かなかった人で要件を満たす人は、お問い合わせください。申請書は支所、出張所にもあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(13) 広報大船渡 30.8.6(No.1132)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

※申請しないと選挙人名簿に登載されず、海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を失います。ご注意ください。

▷選挙権のある人＝次の要件を全て満たす人

- ・年間90日以上漁船を使用する漁業を営む人、またはこれに従事する人
- ・市内に住所または事業場を有する人
- ・平成12年12月6日までに生まれた人

▷申請期限＝9月5日(水)

(12)